

食安発0607第1号
平成23年6月7日

最終改正

生食発0317第19号
平成29年3月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長

韓国向け輸出水産食品の取扱いについて

今般、韓国政府より、平成23年6月16日以降、韓国に輸出される冷凍食用魚類頭部及び冷凍食用魚類内臓に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「韓国向け輸出水産食品取扱要領」を定めましたので、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。